

第 54 回 知的財産管理技能検定
1 級 学科試験
コンテンツ専門業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとし
ます。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他
の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2026年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答し
なさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

- 1 一般社団法人日本映画製作者連盟（映連）に加盟する映画会社X社の映像制作部に所属する
プロデューサー甲は、新作映画の制作を準備中である。問1～問2に答えなさい。

問1

甲は、新作映画の制作にあたり、X社の法務部の部員乙に相談をしている。ア～ウを比較して、
乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「この新作映画には原作が存在しますが、いわゆる原作使用許諾契約は、原作の出版社
ではなく、原作者丙本人との間で締結する運びです。この場合、フリーランスである
丙との契約になりますので、フリーランス保護法の適用がありますか。」
- 乙 「フリーランス保護法の適用があるのは、法律上の業務委託に該当する場面ですので、
原作使用のライセンスを旨とする取引については、適用はありません。」
- イ 甲 「この新作映画の脚本家丁は、協同組合日本脚本家連盟（日脚連）に所属しています。
この場合、日脚連が著作権等管理事業者として定める使用料規程や、映連との間で締
結した団体協約により、執筆委嘱料や二次使用料がある程度自動的に決まる仕組みに
なっていますので、契約書面の取り交わしや書面等の交付・明示は不要ですよ。」
- 乙 「はい。脚本の作成を脚本家丁に委託したのだとしても、脚本家丁がフリーランス保護
法上の特定受託事業者には該当しないのであれば、契約書面の取り交わしや書面等の交
付・明示は不要です。」
- ウ 甲 「この新作映画の監督戊は、制作会社Y社の従業員ですが、個人として協同組合日本映
画監督協会（監督協会）に入会する予定と聞いています。会社の従業員であっても個
人として監督協会に入会することができますか。」
- 乙 「監督協会には個人しか入会することができませんので、戊は個人として監督協会に入
会することはできません。」

問2

甲は、新作映画の制作にあたり、X社の法務部の部員乙に相談をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「主演俳優己の所属事務所は、この新作映画の二次利用について、二次使用料の支払を強硬に主張してきています。映画への出演には、ワンチャンス主義の適用がありますので、通常その二次使用料は一切支払われませんが、己の所属事務所との間で一部支払う旨の合意をしても構いませんか。」
- 乙 「著作権法第9条第2項に定められるワンチャンス主義は、任意規定ではなく、強行規定ですので、そのような個別合意は無効になります。」
- イ 甲 「この新作映画では、劇中で主演女優庚による歌唱のシーンがあります。この新作映画の二次利用として、庚の歌唱を音楽配信サービスで発売することについても、ワンチャンス主義の適用はありますね。」
- 乙 「主演女優庚による歌唱は、この新作映画の撮影中における実演にはかならないので、その実演たる歌唱を音楽配信サービスで発売することについても、当然にワンチャンス主義の適用があります。」
- ウ 甲 「この新作映画の主題歌は、一般社団法人日本レコード協会（レコ協）の正会員であるレコード会社W社にレコード原盤の制作を依頼する計画です。このレコードの原盤権について、X社又はこの新作映画の製作委員会が譲渡を受けることは可能ですか。」
- 乙 「はい。レコード会社W社がレコ協の正会員であったとしても、X社又は製作委員会が原盤権の譲渡を受けることは可能です。」
- エ 甲 「この新作映画の劇伴（背景音楽・挿入音楽）は、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）の会員である作曲家辛に作曲を委嘱する計画です。この委嘱楽曲（劇伴）の著作権について、この新作映画の製作委員会が譲渡を受けることは可能ですか。」
- 乙 「はい。作曲家辛が直接JASRACに著作権の管理を委託したままこの新作映画の製作委員会に劇伴の著作権を譲渡することは可能です。辛がJASRACと締結する管理委託契約に違反することにもなりません。」

2 問3～問4に答えなさい。

問3

児童書出版社X社に所属する編集者甲は、インターネット動画共有サービス上で、自身が担当している絵本Aの読み聞かせ動画を発見し、法務担当者乙に相談している。なお、X社と絵本Aの著作者との間で締結されている出版契約においては、電子書籍に関する出版権が設定されている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「読み聞かせ動画を配信している企業に確認したところ、読み聞かせ動画には広告等が入っており、かつ、視聴者から対価を得ていないとのことでした。」
乙 「営利を目的としない場合でも、権利制限規定の適用を受けることができず、権利者の許諾を得ずに著作物を利用することはできません。」
- イ 甲 「読み聞かせ動画を配信している企業から、絵本Aの利用許諾を求められました。わが社は利用許諾をすることは可能ですか。」
乙 「わが社は、電子書籍を配信する許諾を得ていますので、利用許諾をすることが可能です。」
- ウ 甲 「わが社固有の権利として、読み聞かせ動画の削除申請をすることはできますか。」
乙 「わが社固有の出版契約に基づき削除申請をすることが可能です。」

問4

インフルエンサーの甲は、重要文化財の絵画や国宝の仏像などを所蔵する京都の古刹X寺で、インターネットライブ配信を実施することを計画している。甲は、X寺でのインターネットライブ配信の実施にあたり、所属事務所の法務・コンプライアンス担当者乙に相談をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「X寺の敷地内でライブ配信をするための条件として、X寺からビデオグラム化は不可といった条件を付された契約書面を取り交わすことを求められています。これは、どのような法的根拠に基づくものですか。」
- 乙 「神社仏閣は、所有権に基づく『施設管理権』を有しています。この権利に基づき境内に立ち入り撮影することについて許諾する立場にあるわけですが、その許諾の条件として、映像利用の範囲に制限が付されているという整理になります。」
- イ 甲 「私のインターネットライブ配信も、テレビ局の生放送も、視聴者の目には実質的に同じものに見えます。だとすると、私は、今回配信する映像について、放送事業者の権利（著作隣接権）を取得することになりますか。」
- 乙 「はい。実質的に同じことをしていますので、テレビ局の生放送と同じようにライブ配信していれば、放送事業者が取得する権利と同一の権利を取得することになります。」
- ウ 甲 「私が今回のインターネットライブ配信中に話したり動き回ったりした様子は、実演に該当するものとして、私に実演家の権利（著作隣接権）は認められますか。」
- 乙 「実務的にも、テレビのバラエティ番組や情報番組の出演者に実演家の権利が認められる余地は、一切ありません。今回のインターネットライブ配信も、実質的にテレビのバラエティ番組等と同じことをしていますので、残念ながら、あなたに実演家の権利は認められません。」

- 3 広告代理店である株式会社X社は、クライアントから広告宣伝の依頼を受けて、キャンペーンのために用いる映像を、新興かつ小規模ではあるが、評判のよい制作会社である株式会社Y社に発注することを検討している。X社は、Y社の法務部の担当者から、「平成30年度コンテンツ産業新展開強化事業『映像制作業務委託契約』（経済産業省）」を参考に作成した映像制作業務委託契約について、以下のとおり契約書案の提案を受けた。問5～問6に答えなさい。

映像制作業務委託契約

X社（以下「発注企業」という。）とY社（以下「制作会社」という。）は、映像制作及び制作された映像（以下「本映像」という。）の使用に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 発注企業は、本契約に基づき、発注企業のクライアントの広告宣伝を目的とした本映像の制作業務（以下「本業務」という。）を制作会社に委託し、制作会社はこれを受託する。

2 本映像の内容は別紙（省略）に記載するとおりとする。

（本映像の制作、報告等）

第2条 発注企業は、別紙に記載する内容を踏まえて、制作会社との協議に基づき、本映像の内容の詳細を決定するものとし、制作会社はそれに基づき本映像を制作する。

2 制作会社は、本映像の制作のために発注企業から情報や資料等（以下「資料等」という。）の提供を受けることが必要と考える場合、発注企業に提供を求めることができる。発注企業は、必要と考える資料等を制作会社に提供する。

3 発注企業は、随時、制作会社に本業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。

（再委託）

第3条 制作会社は、発注企業から事前に承諾を得た場合、又は制作会社が本業務の遂行のために合理的に必要と判断した場合には、本業務の全部又は一部を、第三者（以下「再委託先」という。）に対し再委託することができる。

2 制作会社は、再委託先に対して、本契約において制作会社が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

3 制作会社は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（納入）

第4条 本映像の納入期限及び納入方法は、別紙に定めるとおりとする。

（次ページに続く）

(検収)

第5条 発注企業は、制作会社から本映像が納入された場合、10営業日以内（以下「検査期間」という。）に検査を終了させ、その結果を制作会社に通知する。

2 検査期間を経過しても発注企業から何らの通知もないときは、前項の検査に合格したものとみなす。

(対価)

第6条 発注企業は制作会社に対し、本映像の制作及び別紙に定める条件及び範囲における映像使用の対価（以下「委託費」という。）として、金●●●●円（消費税別途）を、●●年●●月●●日までに、別紙に記載する制作会社の金融機関口座に振り込み支払うものとする。振込手数料は発注企業の負担とする。

2 別紙に記載する条件又は範囲を超える本映像の使用については、双方別途協議の上で、その可否及び使用対価について合意するものとする。

(納入前の映像内容の変更)

第7条 発注企業が、本映像の納入前に、第2条第1項に基づき決定した本映像の内容について変更を希望する場合には、速やかに制作会社にその旨を告げるものとする。その場合、具体的な変更内容、変更後の内容に従った制作継続の可否、納期及び追加委託費の有無及び金額等について、双方協議の上書面にて合意するものとする。

(保証、第三者の権利の処理)

第8条 発注企業は、制作会社に提供した資料が正確であり、かつ、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないものであることを保証する。

2 制作会社は、本契約に基づく本映像の内容及び発注会社による別紙に定める条件及び範囲における使用にあたり、第三者の著作権、著作者人格権、著作隣接権、実演家人格権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証する。

3 前項の保証にあたり第三者との間で権利処理が必要になる場合には、発注企業と制作会社は、その手続及び費用負担について協議するものとする。

4 制作会社は、自ら及び本映像の制作に関与した者（出演者を含む）をして、発注企業又は発注企業の指定する者に対して著作者人格権又は実演家人格権を行使せず、行使させないものとする。

(権利の帰属等)

第9条 本映像に関する一切の著作権は、発注企業に帰属する。

2 制作会社は、自社のウェブサイトにおいて、自社の制作実績の紹介のために、本映像の全部又は一部を公開することができる。但し、そのために第三者から許諾を得る必要がある場合は、自己の責任及び費用負担において許諾を得るものとする。

(次ページに続く)

(クレジット)

第10条 本映像の使用にあたっては、双方が別途合意する方法による著作権表示を行うものとする。

(改変)

第11条 発注企業は、合格した本映像の改変を行うことができるものとし、改変業務を第三者に依頼する場合には、まず制作会社と協議するものとする。

2 発注企業と制作会社が改変の具体的な内容、納期、追加委託費額等について協議した結果、制作会社が改変業務を受託しない場合は、発注企業は当該業務を第三者に委託できるものとする。この場合、制作会社は発注企業による当該第三者への委託に協力するものとする。

(以下略)

(別紙省略)

問5

X社の営業部の部員甲と法務部の部員乙は、Y社から提案を受けた映像制作業務委託契約書案について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「Y社から提案を受けた映像制作業務委託契約書案の内容について確認をお願いします。資料としてはこれだけで十分ですか。」
- 乙 「クライアントとの契約と整合する必要がありますので、クライアントとの契約もあわせて確認する必要があります。」
- イ 甲 「わが社としてはY社を信頼して委託しますので、もし再委託する場合には、やむを得ない事由がある場合以外は必ず承諾をとってもらいたいのですが、大丈夫ですか。」
- 乙 「民法上、再委託をするためには承諾かやむを得ない事由が必要とされていますので、問題はありません。」
- ウ 甲 「もしY社が再委託した場合に、Y社が再委託先との関係で権利処理をしているかどうかについて、わが社が確認する必要はありますか。」
- 乙 「契約上、Y社が再委託先との権利処理については保証しており、わが社はそれを信頼して本映像の納入を受けたわけですので、仮にY社が権利処理をしていなかったとしても、民法の即時取得の規定により著作権を取得することができ、問題はありません。」
- エ 甲 「Y社との取引には、いわゆる中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）の適用があり、書面を交付しないといけないという話を聞きました。契約内容がまだ一部決まっていないのですが、この場合はどうしたらいいですか。」
- 乙 「中小受託取引適正化法では所定の書面を直ちに交付しなければならないとされていますので、契約内容が決まっていないのであれば、とりあえず動き出した上で、契約内容が決まった段階で所定の書面を交付するべきです。」

問6

X社の営業部の部員甲と法務部の部員乙は、Y社から提案を受けたまま内容を変更せずに、Y社との間で締結した映像制作業務委託契約について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「Y社から納入された本映像に字幕を入れたり，構成を少し変えたりしたいのですが，契約文言に照らして，Y社からクレームをいわれるおそれはありませんか。」
- 乙 「本映像に関する一切の著作権はわが社に帰属するものとしていますし，著作者人格権の不行使特約もつけていますので，わが社は自由に改変を行うことができます。」
- イ 甲 「Y社から1カ月前に納入された本映像に検査では発見できなかった問題があることに気がついたのですが，今からY社に本映像を修正してもらうことはできますか。」
- 乙 「すでに契約で定められた検査期間を経過してしまっていますので，残念ですがY社に対して契約不適合責任に基づいて本映像を修正してもらうことはできません。」
- ウ 甲 「Y社から納入された本映像を，特に改変はせずにそのまま，契約時に予定していなかった展示会で流す映像として流用しようと思っているのですが，問題はありますか。」
- 乙 「本映像に関する一切の著作権はわが社に帰属するものとしていますし，基本的に問題はありませんが，別紙の使用条件について確認したほうがよいでしょう。」
- エ 甲 「Y社が自社のウェブサイトで制作実績として本映像を公開しているようなのですが，問題はありますか。」
- 乙 「本映像に関する一切の著作権はわが社に帰属しているため，Y社がわが社の許諾を得ずに自社のウェブサイトで本映像を公開しているのは問題です。抗議してやめさせることができます。」

- 4 X社は、ウェブサイトの制作及び運用等を行う株式会社で、従業員数は50人である。X社は、新たなサービスとして、自分でウェブサイトを制作したり、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）に投稿したりするユーザー向けに、動画を含む画像、イラスト及び音楽を有料で利用することができるサービス（以下、「Aサービス」という。）を開始する予定である。ユーザーは個人（消費者）を想定している。X社の法務部の部員甲は、Aサービスの利用規約（以下、「本利用規約」という。）の文案を、以下のとおり作成した。なお、第13条については検討中である。問7～問10に答えなさい。

Aサービス利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、X社（以下、「当社」といいます。）が本ウェブサイト上で提供するAサービスのご利用に関して、利用者と当社との契約内容を定めるものです。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有します。

- （1）「本ウェブサイト」とは、本サービスに係る当社のウェブサイト（URL：略）をいいます。
- （2）「本サービス」とは、当社が提供するAサービスをいいます。
- （3）「利用者」とは、本サービスを現に利用している個人をいいます。
- （4）「本コンテンツ」とは、本サービスにおいて利用が可能である、本ウェブサイトに掲載される動画、写真その他の画像、イラスト及び音楽をいいます。

第2条（本規約の適用及び変更）

- 1 利用者は、本規約のすべての条項に同意した上で、本サービスを利用するものとします。本規約に同意いただけない場合には、本サービスはご利用いただけません。
- 2 （略）

第3条（本サービスの内容等）

- 1 本サービスは、本ウェブサイトから本コンテンツをダウンロードしてご利用いただけるサービスです。
- 2 利用者は、本コンテンツを、自己のウェブサイト又はSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）での利用その他個人的な用途にのみ利用することができます。いかなる場合も、対価を得ることを目的とした商業的な利用はできません。

第4条（本サービスの利用環境について） （略）

（次ページに続く）

第5条（本サービスの申込及び退会の方法）

- 1 利用者は、本ウェブサイト上で会員登録をしていただいた上で、本サービスに申し込むものとします。
- 2 利用者は、本サービスの会員登録にあたり、他のサービスで利用していない第三者が推測困難なパスワードを設定し、自らの責任においてパスワードを管理するものとします。
- 3 利用者の本サービスの利用の申込に対し、当社が申込完了の通知を送付した時点で、当社との間で本規約の規定を内容とする本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます。）が成立します。
- 4 利用者は、本サービスの利用の申込をした時点で次の各号に掲げる内容が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
 - （1）利用者は18歳以上の成年であること。
 - （2）（以下略）
- 5 （略）

第6条（本サービスの利用料金）

- 1 利用者は、本サービスの利用料金として、利用する本コンテンツの数量に応じて以下の金額を支払うものとします。

利用する本コンテンツの数量 月額料金

- ・画像及びイラスト5点まで 2000円
- ・音楽3曲まで 3000円

（以下略）

- 2 利用者は、毎月末日までに、当月の利用料金を当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。振込に要する費用は利用者の負担とします。

第7条（利用者の個人情報）

- 1 利用者は、本サービスの会員登録にあたり、氏名、性別、年齢、住所、電話番号及びメールアドレスを入力し、当社はこれらの個人情報を取得します。
- 2 前項に定める利用者の個人情報の取扱は、当社が定めるプライバシーポリシー（URL：略）に従います。

第8条（本コンテンツに係る知的財産権）

- 1 本コンテンツの著作権その他の知的財産権はすべて当社に帰属し、本サービスの利用により当該知的財産権が利用者に移転し又は譲渡されるものではありません。
- 2 （略）

第9条（本サービスの中断又は停止） （略）

（次ページに続く）

第10条（禁止行為） （略）

第11条（解除）

当社は、利用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者との本契約を解除することができます。

（1）利用者が本規約に定める義務を履行せず、又は本規約の規定に違反した場合であって、当社が当該義務の履行又は当該違反の是正を催告しても、利用者が相当な期間内に当該義務を履行せず、又は当該違反を是正しないとき。

（2）（以下略）

第12条（反社会的勢力の排除） （略）

第13条（当社の責任制限） ※検討中

第14条（損害賠償） （略）

第15条（権利義務の譲渡） （略）

第16条（本契約の有効期間及び終了後の措置）

1 本契約の有効期間は、本契約が成立した日から1年間とします。有効期間の満了日の1カ月前までに利用者又は当社のいずれからも本契約を終了する旨の意思表示がない場合には、本契約は、有効期間の満了日の翌日から1年間、同一の条件で更新されるものとし、その後も同様とします。

2 本契約が期間満了、解除その他の理由により終了した場合、利用者は直ちに本コンテンツの利用を中止し、自己のウェブサイト、SNSの投稿その他の媒体から本コンテンツを削除するものとします。

第17条（準拠法及び裁判所管轄）

1 本規約は、日本法に準拠し、これに基づいて解釈されるものとします。

2 利用者と当社との間で将来発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

問7

本利用規約の文案について、X社の法務部の部長乙が部員甲に質問をしている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 乙 「本利用規約第5条第3項には、本利用規約を内容とする契約の成立について定められています。この点について、実際にはユーザーからはどのような方法で本利用規約についての合意を得ることになりますか。」
- 甲 「ユーザーは、Aサービスの利用申込をする際に本利用規約を参照した上で、『本利用規約に同意してサービスの利用を申し込む』と表示されたボタンをクリックすることになります。民法上、Aサービスの利用が定型取引に該当し、本利用規約が定型約款に該当する場合、このような操作により本利用規約を契約内容とする合意があったものと考えられますので、ユーザーとの間で個別に契約書を締結しなくても、ユーザーは本利用規約の各条項について合意したものとみなされます。」
- イ 乙 「当社は、本利用規約第7条第1項により取得するユーザーの個人情報を、当社のデータベース上で検索できるように管理することになります。そして、当社のプライバシーポリシーでは、当社の提携会社のサービスの案内等のために、当該提携会社に当該個人情報を提供することが記載されています。このような提携会社への提供について留意すべき点はありますか。」
- 甲 「はい。提携会社への提供は個人情報の保護に関する法律に定める個人データの第三者提供にあたるため、原則としてユーザー本人の同意が必要となります。本利用規約が民法に定める定型約款に該当する場合、ユーザーによる本利用規約を契約内容とするものの合意をもって、第三者提供に対する同意も得られたものと取り扱うことができます。」
- ウ 乙 「当社自身は、取得するユーザーの個人情報のうちメールアドレスを使用して、当社の子会社のサービスに関する広告を電子メールで送付する予定です。この場合にはユーザーの同意を得る必要はありますか。」
- 甲 「このような電子メールは特定電子メールに該当します。特定電子メールを送付するために、予めユーザーの同意を得ることは不要とされており、特定電子メールを受信したユーザーが以後の受信を拒否した場合には、送付を停止すればよいと考えられます。」
- エ 乙 「本利用規約の文案で、未成年者がAサービスの利用を申し込んだ場合の対応はなされていますか。」
- 甲 「はい。本利用規約ではユーザーが18歳以上の成年であることを表明保証することになりますので、本利用規約に同意したユーザーが未成年者であることが判明した場合でも、ユーザーは詐術を用いたものとして、申込を取り消すことができません。」

問 8

ア～エを比較して、本利用規約における本コンテンツの著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社の従業員がその職務上創作した本コンテンツに関して、X社の就業規則や当該従業員との雇用契約に定めがない場合、その著作権はX社に帰属するが、著作者人格権は当該従業員に帰属する。
- イ X社が、従業員を使用しない個人事業主である外部のデザイナーに対し本コンテンツの制作を委託した場合、当該デザイナーが創作した本コンテンツの著作権は当該デザイナーに帰属する。当該デザイナーに本コンテンツの制作費を支払えば、適法に当該著作権をX社に無償で譲渡する旨の合意をすることができる。
- ウ ユーザーが本コンテンツの利用を継続する一方で、本利用規約に定める利用料金の支払を遅滞した場合であっても、X社が本利用規約に基づく当該ユーザーとの契約を解除しない限り、当該ユーザーの本コンテンツの利用はX社の著作権の侵害とならない。
- エ ユーザーがX社の許諾を得ることなく本コンテンツをA I（人工知能）の機械学習のデータとして使用するために複製した場合、その使用が個人的な範囲内にとどまる場合であってもX社の著作権の侵害となる。

問 9

X社の法務部のマネージャー丙は、部員甲が作成した本利用規約の文案をチェックした。ア～エを比較して、丙の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 本利用規約中において、「利用者」は本コンテンツの利用開始前のユーザーも想定して用いられているため、第1条第3号を「『利用者』とは、本サービスを利用しようとする個人又は本サービスを現に利用している個人をいいます。」と修正すべきである。
- イ 第6条第1項の月額料金の定め方では、消費税込みか否かを表示せずに消費税抜きの金額のみを表示していることとなり不当表示にあたる可能性があるため、「3300円（消費税込み）」のように修正すべきである。
- ウ 当社がユーザーの債務不履行を理由に本利用規約に基づく当該ユーザーとの契約を解除する場合、民法の規定上、別途損害賠償請求をすることはできないため、第11条の柱書に「本条の規定に基づく本契約の解除は、当該利用者に対する損害賠償の請求を妨げません。」という文言を追加すべきである。
- エ 第17条第2項の専属的合意管轄の定め方では管轄の合意の要件を満たさない可能性があるため、「利用者と当社との間で本契約に関して生じる一切の紛争」に限定する文言に修正すべきである。

問 10

部員甲は、部長乙に本利用規約第13条の規定について相談したところ、消費者契約法に違反しない限度で当社の損害賠償責任を制限する規定を設けるよう指示を受けた。ア～エを比較して、当該規定の内容として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、「〇〇円」は損害額として合理的な金額とする。

- ア 「当社は、当社の責めに帰すべき事由により生じた利用者の損害について、当社の故意又は重大な過失がある場合にのみ当該損害の全額を賠償する責任を負うものとし、それ以外の場合に利用者に生じた損害については責任を負いません。」
- イ 「当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、〇〇円を上限として当該損害を賠償する責任を負います。但し、当社に故意又は重大な過失があると当社が判断した場合には、当社は当該損害の全額を賠償する責任を負います。」
- ウ 「当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当社は、法律上許容される限度において、〇〇円を上限として当該損害を賠償する責任を負います。」
- エ 「当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は通常生ずべき損害の範囲内でのみ賠償する責任を負うものとし、特別の事情により生じた損害については責任を負いません。」

- 5 デザイナー甲は、キャラクターのデザインAを創作し発表した。X町の企業であるY社は、X町の町おこしのため、X町のポスター等にデザインAを利用しようと考えている。問11～問12に答えなさい。

問11

Y社がデザインAを利用するにあたり、Y社の営業部の部員乙は、甲との間で契約書を交わして利用許諾契約を締結しようと考えている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約書を作成した場合、作成者の意思に基づく押印があるとその契約書の成立が真正であることが民事訴訟法の規定によって推定される。同法の規定による推定はあくまで形式的証拠力に及ぶにすぎず、契約を締結した事実に対する証明力を規定したものではない。
- イ 契約書の成立の真正につき、故意に真実に反して争った場合は過料に処せられる。真実に反して契約書の成立の真正を争ったことに重大な過失がある場合も同様である。
- ウ 契約書などの文書の成立の真正に関しては、押印により立証負担を軽減するいわゆる二段の推定が存在する。この二段の推定は、二段階の推定を経ることから、印鑑登録されている実印のみに及び、認印には適用されない。
- エ 契約書の成立の真正は、押印の有無のみによって証明されるものではない。そこで、契約書の成立経緯を裏付ける資料として、SNSやメールのやり取りなどを記録し、保存しておくことは有意義である。

問12

甲は、Y社がデザインAについて利用許諾契約を締結する前にデザインAを利用しようとしていることを知り、Y社に対し、著作権侵害行為の差止めを求める仮処分を申し立てることを考えている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲が裁判所に対して仮処分命令の発令を申し立てる場合、保全すべき権利と保全の必要性が要件となる。この場合の保全すべき権利と保全の必要性については、疎明で足りる。
- イ Y社は裁判所の発した仮処分命令に保全異議を申し立てることができ、この保全異議は仮処分命令を発した裁判所とは別の裁判所に対して行うことはできない。
- ウ 甲が仮処分命令の申立てを取り下げる場合、Y社が保全異議の申立てをした後においては、Y社の同意を得る必要がある。
- エ 著作権侵害を理由として仮処分命令を申し立てる場合、原則として口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経る必要がある。

6 問13～問41に答えなさい。

問13

日本法人であるアニメ製作会社X社は、劇場公開用アニメ作品Aの製作を企画している。X社のプロデューサー甲と経理担当者乙は、中東の配給会社である外国法人Y社からの資金調達について会話をしている。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア** 甲 「Y社には製作委員会のメンバーとして出資してもらいたいと考えています。」
乙 「製作委員会を任意組合と考えた場合には、外国法人であるY社が適格請求書発行事業者でないとすると、製作委員会として取引を行う際に適格請求書を交付できなくなり、製作委員会と取引を行った取引先において消費税の仕入れ税額控除が受けられなくなります。このリスクは避けたほうがよいと思いますよ。」
- イ** 甲 「作品Aを製作・配給するために新たに株式会社W社を設立して、Y社にも株主として出資してもらいたいと考えています。」
乙 「W社は作品Aからの利益をY社に対して出資比率に応じて配当することができます。その際、W社において支払った配当金は損益計算書上では費用として計上され、かつ、税務上は損金算入されることになり、W社の課税所得を減額することができます。」
- ウ** 甲 「Y社から借入をしたいと考えています。」
乙 「借入によって資金調達する場合、作品がヒットしてもしなくても借入元本と利息の支払をしなければいけません。ヒットしなかった場合の返済原資を考えておく必要がありますね。」
- エ** 甲 「X社は作品Aを製作・配給するという事業を匿名組合事業として分別管理し、この匿名組合事業の営業者として事業を行います。Y社には匿名組合員としてこの匿名組合事業に出資してもらいたいと考えています。」
乙 「Y社には作品から生じる利益若しくは損失を匿名組合契約書に基づいて分配することになります。」

問 14

大手広告代理店X社は、映画製作会社Y社が計画している映画ファンドに投資することを検討している。Y社は、Y社所属のプロデューサーが企画している複数の映画作品を映画ファンドの投資家からの出資金により製作し、配給や二次利用によって得られた収入を投資家に分配する予定である。Y社はX社に対して映画ファンドのIRR（内部収益率）は10%になるとし、基になった事業計画を提出している。IRRとは、投資によって得られる将来のキャッシュフローの現在価値と、投資額が等しくなるときの割引率であり、投資の効率性を測る指標である。ア～エを比較して、X社の担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア IRRによって投資の意思決定をする際には、資金調達コストや事業リスクを加味した、わが社として最低限必要と考える収益率を算定する必要がある。
- イ IRRは映画ファンドのキャッシュフローを割り引いているため、その根拠となった事業計画が現実的なのか否かの検証が重要である。
- ウ IRR以外に、投資意思決定に使う手法として、資本コストを定めて回収額の現在価値を決め、これが投資額より大きいかどうかで判断する正味現在価値（NPV）法がある。
- エ IRRは時間的価値を考慮していないので、映画ファンドが長期にわたる場合には投資意思決定には採用できない。

問 15

日本法人である映画配給会社X社は、韓国法人である映画製作会社Y社から映画作品Aのライセンスを受け、日本で配給を行った。配給契約では使用料のミニмумギャランティーを300万円（源泉税控除前）としており、配給開始前に送金を完了している。X社は日韓租税条約における減免措置を受けるための手続を適法に行っているため、Y社に支払う使用料に対する源泉税率は10%が適用されるものとする。X社の配給収入の30%がこの300万円を超えた場合にはその超えた金額を追加使用料として支払うことが規定されている。ア～エを比較して、配給が終わった時点においてX社の配給収入が3000万円であった場合のX社からY社へのミニмумギャランティー控除後の追加使用料の送金額として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 510万円
 $= 3000 \text{万円} \times 30\% \times 90\% - 300 \text{万円}$
- イ 540万円
 $= (3000 \text{万円} \times 30\% - 300 \text{万円}) \times 90\%$
- ウ 600万円
 $= 3000 \text{万円} \times 30\% - 300 \text{万円}$
- エ 630万円
 $= 3000 \text{万円} \times 30\% - 300 \text{万円} \times 90\%$

問 16

玩具メーカーX社は、来年創業70周年を迎えることになり、社名ロゴとロゴマークを一新することや、新たなキャラクター開発を行うことを検討している。また、キャラクターデザインは広く一般公募することや、開発されたキャラクターはグッズ販売、アニメ化などのメディアミックスを行うことも検討している。X社の法務部の部員甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「社名ロゴやロゴマークは、商標法で保護されますが、不正競争防止法上の『商品等表示』には該当しますか。」
- 乙 「不正競争防止法上の『商品等表示』に該当するのは登録商標に限られます。よって、商標調査で見つからなかったロゴやロゴマークであれば、不正競争防止法違反となりません。」
- イ 甲 「社名ロゴや社名の文字をデザイン化したロゴマークは、著作権法で保護されますか。」
- 乙 「例えば、平成10年6月25日最高裁判決の『アサヒビール・ロゴマーク事件』によれば、デザイン書体に著作物性が認められるとすれば、当該書体のデザインの要素が美術の著作物と同視し得るような美的創作性を感得できる場合に限られるとされています。」
- ウ 甲 「キャラクターデザインの活用方法としてメディアミックスを予定しています。どのようなことに気をつけるべきですか。」
- 乙 「応募要項等に、わが社が応募者から著作権譲渡を受けることと、著作権法第27条と第28条の権利を譲渡の目的として特掲しておくことが必要です。その応募要項等に基づき、応募者と有効な合意が成立すれば、メディアミックスの際に採用したキャラクターデザインを翻案等することができ、応募者は、これに対して一切何もいうことができなくなります。」
- エ 甲 「キャラクターの認知度を上げるために、開発当初からインターネット上でキャラクターを公開し、一定の範囲で利用許諾していくことを予定しています。許諾されていない第三者がキャラクターのイメージを毀損したりするような利用をしないかが心配です。」
- 乙 「応募者から著作権譲渡を受けるのであれば、譲渡を受ける際、文化庁に著作権譲渡の登録をしておけば、利用許諾契約をしていない第三者に対して、わが社が著作権者であることを主張でき、当該第三者のそのような利用を防止することができるため、著作権譲渡の登録をしておくといよいでしょう。」

問 17

著作権の登録について、ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 相続などの一般承継による著作権移転登録の制度が創設されたため、相続した著作権は必ず登録しなければならない。
- イ 文化庁以外で著作権法上の効果が発生する登録事務を行っている団体・企業はない。
- ウ 著作権登録がなされると、その内容は著作権登録原簿に記載され、利害関係人のみが、著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付を請求することができる。
- エ 真実と異なる書類を提出して文化庁に真実でない内容を登録させた場合には、刑法の「公正証書原本不実記載等の罪」に問われる可能性がある。

問 18

音楽出版社X社は著作権等管理事業者に楽曲を委託することを検討しており、法務部の部員甲はJASRACへの楽曲委託について確認した。法務部の部員乙は甲に、JASRACへの楽曲委託について質問をしている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 乙 「申込金・契約金・更新料・楽曲登録料などはかりますか。」
甲 「はい、著作権等管理事業者として登録されているすべての事業者がこれらの手数料を徴収しています。」
- イ 乙 「管理手数料は、どのようになっていますか。」
甲 「適用する管理手数料率は、演奏（演奏会、カラオケ等）、放送（放送、有線放送）、録音（CD、DVD等）などの区分毎に規定で定め、文化庁に届け出た手数料率の範囲内で決定されています。」
- ウ 乙 「楽曲単位で著作権を預けることはできますか。」
甲 「いいえ、楽曲単位で預けることはできません。基本的には、これまで創作した楽曲と、今後創作するすべての楽曲の著作権を預けることになります。」
- エ 乙 「音楽出版社と契約している著作権者が、直接、JASRACと契約することはできますか。」
甲 「はい、できます。それにより著作権者は、音楽出版社と契約をしていない楽曲の著作権もJASRACに管理してもらえます。」

問 19

X市は、最近公開されて話題となっている映画Aのロケ地となった。X市は、映画Aのロケ地をファンが訪問して共感する、いわゆる「聖地巡礼」に向けた企画を検討している。X市役所の観光課の担当者甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「映画Aの配給会社から映画Aのポスターが送られてきました。映画Aの宣伝に協力したいので、市内各所に掲示したいですね。」
- 乙 「映画Aのポスターには著名な画家の絵画が大きく使われているので、美術の著作物として『展示権』が問題となります。よって、当該画家の許諾を得る必要があります。」
- イ 甲 「X市の広報誌に映画Aのワンシーンの写真を掲載しましょう。そして、X市が製作するロケ地マップや関連グッズにもその写真を使いたいですね。」
- 乙 「広報誌に掲載するために映画Aのワンシーンの写真を借りれば、その写真を映画Aのロケ地マップや関連グッズ製作に使うことができます。」
- ウ 甲 「ロケ地を訪れたファンのためにロケ地案内看板を設置して、その看板に映画Aのワンシーン写真を使いたいですね。」
- 乙 「出演俳優が映っている映画Aのワンシーン写真を使いましょう。映画には、いわゆる『ワンチャンス主義』が適用されるので、ロケ地案内看板に映画Aのワンシーン写真を使う場合も、出演俳優から改めて利用の許諾を得ることなく当然に利用することができます。」
- エ 甲 「宣伝目的で映画Aのポスターを貸与されています。映画Aの人気はまだまだ続きそうなので、映画Aの興行期間終了後も、X市が映画Aのロケ地となったことを伝えるために当該ポスターをそのまま掲示したいですね。」
- 乙 「映画Aの宣伝を目的として貸与されたものなので、興行期間終了後は、映画Aの配給会社から返却要請があった場合は返却する必要があります。」

問20

1955年、イギリス国籍の作家乙（1960年に死亡）が小説『A』を創作した。その後、1980年代に日本で、翻訳者丙が訳文を作成し、イラストレーター丁が挿絵を描いた日本語訳版『A』が、小説『A』の著作権を有する乙の相続人から日本国内での独占的利用権を得たV社から出版された。当時、V社と丙及び丁との間でどのような契約が結ばれていたかは、現時点では明らかになっていない。

現在、出版社W社の編集長である甲は、この日本語訳版『A』の版をそのまま利用して、復刻版を出版する企画を進めている。この企画にあたり、甲は知的財産部門の担当者戊に、必要となる権利処理について相談している。ア～エを比較して、戊の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、イギリスと日本との平和条約は、1952年に批准されている。

- ア 甲 「戦時加算という言葉聞いたことがあるのですが、小説『A』の著作権については考慮しなくて問題ありませんか。」
- 戊 「『連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律』ですね。今回の事案は戦時加算が生じないケースなので、考慮しなくても問題ありません。」
- イ 甲 「日本語訳版をそのまま利用する場合、誰から許諾を得ればよいですか。」
- 戊 「今回のケースでは、原作者乙の著作権は消滅しています。ただ、原作の著作権が消滅している場合でも、翻訳者丙はその訳文について二次的著作物として独立した著作権を取得します。そうすると、日本語訳版の訳文と挿絵を利用する場合、丙と丁に問い合わせをして許諾を得れば十分です。」
- ウ 甲 「念のため原作者乙の遺族や、過去の日本語訳版を出版したV社から許諾を得ておく必要はありますか。」
- 戊 「原作者乙の著作権はすでに消滅しているため、乙の遺族から許諾を得る必要はありません。また、V社はあくまでも出版社にすぎず、訳文や挿絵についての著作権や出版権を保有している可能性はないので、V社から許諾を得る必要もありません。」
- エ 甲 「イラストレーター丁の挿絵は著作権が存続しているとしても、『引用』の形式で出典を明示して利用すれば許諾なく掲載できますよね。」
- 戊 「そうですね。今回のように訳文に付随するかたちで挿絵を利用する場合、作品の演出にとって必要なことですし、分量としても訳文が主である以上は、主従関係を満たしますので、著作権法上の適法な引用が成立し、許諾は不要となります。」

問 2 1

映像制作会社W社のプロデューサー甲は、新たに制作するプロモーションビデオ（P V）の撮影や商品化ビジネスについて、法務担当の乙に著作権法上の権利処理を確認している。

甲は「今回のP Vでは、市内の著名な彫刻Aの原作品（丙が著作権を保有している）が恒常的に設置された公園をロケ地として使用し、P Vのシンボルともなる彫刻Aを忠実にかたどったキーホルダーをオンライン販売したいです。また、作曲家丁の楽曲（市販されているC Dに収録されている）をBGMとして使用したいです。さらに、P V内で使用するメインビジュアルのイラストはフリーランスのイラストレーター戊に外注して、適切な対価を払って著作権法第27条、第28条に規定される権利も含めて著作権の譲渡契約をすることで、完成した作品を大幅に変更してW社として自由に利用できるようにしたいです。」と具体的な構想を述べている。

ア～エを比較して、当該P V制作に関して必要となる著作権法上の権利処理に関する乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「彫刻Aは美術の著作物の原作品で屋外の場所に恒常的に設置されているので、P Vの撮影や商品化ビジネスについては、公開の美術の著作物の利用として、著作権法上、著作権者である丙の許諾を得なくても行うことができます。」
- イ 「BGMとして使用する楽曲は、市販されているC Dを購入済みであれば、それを自社制作の映像作品に利用することは問題ありません。市販されている音源はすでに公衆に提供されているものであり、追加の許諾は不要と考えられます。」
- ウ 「イラストレーター戊のイラストの著作権について、契約の段階で完成作品の著作権の帰属や利用範囲を明確に規定する必要があります。報酬を支払う契約を結んだというだけで、著作権が自動的にW社に移転するわけではありません。また、イラストの利用許諾を得る場合でも、利用方法及び条件を明確に合意しておくことが重要です。」
- エ 「イラストレーター戊のイラストを利用する場合、確かに、著作権法第61条第2項のいわゆる『特掲』のような方法で著作権譲渡の契約をすれば、著作権法上の問題はありません。」

問 2 2

X社では、法務部の部員が定期的に集まって、著作権に関する勉強会を行っている。この勉強会において、「文化審議会著作権分科会法制度小委員会『A I と著作権に関する考え方について』

【概要】 令和6年4月文化庁著作権課」を参照しながら、甲と乙がA I 生成物の著作物性に関して会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。
(この問題には選択枝エはない)

- ア 甲 「最近のA I 生成画像はとてもリアルで、あたかも人間が描いたように見えますね。人が何ら指示を与えず、又は簡単な指示を与えるにとどまり、例えば『生成』のボタンを押すだけでA I が生成する画像でも、著作物として認められますか。」
- 乙 「人が『生成』のボタンを押し『道具』としてA I を使用しているため、著作物に該当し、A I 利用者が著作者となると考えられます。」
- イ 甲 「人間がA I を使って画像を作成する場合、どのような場合に著作物性が認められますか。」
- 乙 「人間が、A I 生成物に創作的表現といえるような加筆・修正を加えた場合は、通常、その加筆・修正が加えられた部分は、著作物性が認められます。」
- ウ 甲 「A I が既存の著作物を学習すること自体は、著作権侵害にならないと聞きました。学習段階で著作権侵害が成立する可能性はありますか。」
- 乙 「A I の学習段階における著作物の複製は、例外なく著作権法第30条の4などにより著作権者の許諾なく行えるため、著作権侵害が成立することはありません。」

問 23

芸能プロダクションX社に所属するシンガーソングライター甲は、2025年にレコード会社Y社が主催する野外音楽フェスティバルに出演した。この野外音楽フェスティバルの終了後、甲とX社の法務担当者乙が会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「この野外音楽フェスティバルは、全国各地の映画館で生中継され、有料で上映されました。その歌唱シーンを映画館の観客が盗撮し、SNSに無断でアップロードした場合、私は、これを差し止めることはできますか。」
- 乙 「SNSに無断アップロードされた映像は、あなたの実演家としての権利を侵害するものとして、その無断アップロードを差し止めることができます。」
- イ 甲 「Y社は、この野外音楽フェスティバルを録音したライブ盤CDを2026年秋頃に発売する予定です。この場合、私の実演に係る著作隣接権の存続期間はいつから起算することになりますか。」
- 乙 「そのライブ盤CDの発行が行われた日の属する年の翌年から起算することになります。」
- ウ 甲 「私が作詞作曲しレコード会社Y社から発売した楽曲Aを、私がギターの弾き語りで歌っていた時に、ある観客がスマートフォンを用いて無断で私を撮影していました。この観客がSNSに無断でその映像をアップロードした場合、Y社はこれを差し止めることができますか。」
- 乙 「Y社は、楽曲AについてY社が有するレコード製作者の権利を侵害するものとして、その無断アップロードを差し止めることができます。」

問 2 4

X町では、人気漫画Aの原作者丙がX町出身であり、漫画Aに出てくる風景が町内の景色に似ていることから、漫画Aのファンが「聖地巡礼」としてX町を訪れている。X町ではファン歓迎イベントを企画し、イベント担当者の甲と乙が会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「『聖地巡礼』のファンを歓迎するために、漫画Aに登場するキャラクターの絵柄をプリントしたグッズを町中に展示する企画はいかがですか。」
乙 「それはいいアイデアですね。ファンを歓迎する目的であれば、丙に許諾を得ることなくプリントしたグッズを町中に展示することができます。」
- イ 甲 「X町の住民であるファンが漫画Aと同じ衣装を着て漫画Aのワンシーンを町の広場で演じる、町民有志による企画があります。開催について何か権利処理は必要ですか。」
乙 「ファン交流目的で、入場料が無料で、有志の演者に報酬が発生しないのであれば、丙の許諾は不要です。」
- ウ 甲 「『聖地巡礼』のファンを歓迎するために、X町では、漫画Aの関連グッズを製造販売したいのですが、丙に許諾を得る必要はありますか。」
乙 「X町がファン歓迎イベント用に製造販売するグッズなので、丙に許諾を得る必要はありません。」

問 25

映像制作会社X社の事業部の甲と法務担当者乙が、制作中の映像の権利処理に関して、会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「映像で利用する楽曲の検討のため、楽曲Aを含むいくつかの楽曲について、楽曲を編集の上、編集会議において利用することを予定しています。どのような利用ができますか。」
- 乙 「検討の過程における利用として必要かつ相当な範囲であれば、複製や翻案などいずれの方法によるかを問わず、著作権者の許諾なしに利用することが可能です。」
- イ 甲 「映像で利用する楽曲の候補として、楽曲Aを編曲して利用したいと考えています。どのような権利処理が必要ですか。」
- 乙 「楽曲AがJASRACの管理楽曲である場合には、JASRACに編曲の許諾申請を行い、使用料を支払ってください。」
- ウ 甲 「今回X社で制作する映像は、X社の発意に基づき、X社の指示の下、外部フリーランスである丙により制作がなされます。この場合、職務著作が適用され、丙には何らの権利も与えられないと理解してよいですか。」
- 乙 「丙が外部フリーランスである場合には、丙はX社の従業者ではないので、職務著作が適用される余地はありません。丙は著作権と著作者人格権を原始取得するので、X社は契約により著作権の移転と著作者人格権の不行使を定める必要があります。」
- エ 甲 「映像の結末を動画サイトで生配信することを検討しています。生配信する映像に他人の著作物が写り込んでしまう場合は問題になりますか。」
- 乙 「録音や録画などの複製を伴う場合には、写り込みによる権利制限規定が適用されますが、生配信など複製を伴わない場合には当該規定は適用されないので、問題がありません。」

問 26

レコード会社X社は、甲がピアノ演奏した音源を収録したCDを制作することを計画している。
ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲が演奏した楽曲が、著作権の存続期間が終了したクラシック楽曲であるとしても、X社が甲による同楽曲の演奏をCDに収録して販売するには甲の許諾を要する。
- イ 甲による既存楽曲のピアノ演奏が、ゲーム制作会社Y社が制作するテレビゲームのサウンドトラックに、甲の許諾を得た上で、収録して使用されていた場合、X社が当該サウンドトラックを抜き出して同ゲームのサウンドトラックCDを制作するには、Y社の許諾を要するが、甲の許諾は要しない。
- ウ X社が甲の許諾を得て甲のピアノ演奏を収録したCD（商業用レコード）を制作した場合、Z社が当該CDの音源をストリーミングサービスで配信しようとするには、レコード製作者の著作隣接権と実演家の著作隣接権の双方について許諾を得なければならない。
- エ X社が甲の許諾を得て甲のピアノ演奏を収録したCD（商業用レコード）を制作した場合、放送事業者が当該CDの音源を放送するにはX社と甲の許諾は不要であるが、二次使用料を支払う必要がある。

問 27

バンドAが音楽ライブにて演奏した、Aのメンバー甲が著作権を有する楽曲Bの音源を、X社はA及び甲の許諾を得て収録し、CDとして販売している。Aのファンである丙は、当該CDの音源を利用することを検討している。ア～エを比較して、丙の行為として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 当該CDからごく一部の音源のみを抽出し、抽出した音源に自身の演奏を加えて新たな音源を制作し、新たにCDとして販売する場合、新たな音源において楽曲Bの創作的な表現部分が直接感得できない場合には、楽曲Bに係る甲の著作権を侵害することはない。
- イ 当該CDからごく一部の音源のみを抽出し、抽出した音源に自身の演奏を加えて新たな音源を制作し、新たなCDとして販売する場合、新たな音源において楽曲Bの創作的な表現部分が直接感得できない場合には、Aのメンバーの録音権及びX社のレコード製作者としての複製権を侵害することはない。
- ウ 当該CDから特定の楽器のパートの音源を抽出し、抽出した音源に合わせて自身の演奏を行うカバー動画を作成し、動画共有サイトに投稿する場合、楽曲Bに係る著作権のほか、抽出されたパートの楽器を演奏していたAのメンバー及びX社のレコード製作者としての送信可能化権を侵害する可能性がある。
- エ 当該CDから特定の楽器のパートの音源を抽出し、抽出した音源に合わせて自身の演奏を行うカバー動画を作成し、動画共有サイトに投稿する場合、楽曲Bに係る甲の同一性保持権を侵害する可能性はあるが、Aのメンバーの名誉又は声望を害する改変でなければ、当該音源に係る実演家としての同一性保持権を侵害することはない。

問 28

甲は、オンラインゲームを主としたゲーム会社を立ち上げることを検討している。そこで、オンラインゲームにおけるゲーム内アイテム（以下「アイテム」という）に関する権利関係について、令和7年2月に改訂された「電子商取引及び情報財産取引等に関する準則」を確認している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア オンラインゲームのユーザーは、アイテムの所有権を有する。
- イ オンラインゲームの提供及びアイテムの取得が無償の場合、ユーザーのアイテムの利用に関して事業者が何らかの義務を負うことを基礎づけることは難しい。
- ウ ゲーム中の継続的利用を前提にしている有償アイテムについて、当該アイテムをユーザーが取得した直後に、当該アイテムを使用する機会を与えないまま、オンラインゲームの提供を終了したような場合、利用規約において、アイテム購入代金の返金義務を否定し、かつ、事業者の損害賠償責任についての免責規定が置かれていたとしても、当該規定が事業者の責任を全部免除するものである場合、及び事業者にその損害賠償責任の有無を決定する権限を付与するものである場合には、免責規定が無効となり、事業者には損害賠償責任等が生じる可能性がある。
- エ 事業者の重過失によってシステムの不具合が起これば、ユーザーが有償で取得したアイテムが消滅した場合、免責規定が設けられていたとしても、当該規定が無効となり、事業者が当該有償アイテムの消滅について損害賠償責任を負う可能性がある。

問 29

美術家である甲は、友人である乙とともに美術の著作物に関する著作権の管理等（著作物の利用許諾及び使用料の徴収）の事業を行う株式会社を設立することを検討している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「設立した会社が著作権者の委託に基づき著作権の管理等の事業を行うために、何らかの法的手続が必要となる場合がありますか。」
- 乙 「はい。利用の許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされている場合を除き、原則として著作権等管理事業法に基づく文化庁長官の許可を得なければなりません。」
- イ 甲 「仮に、設立した会社が私自身の作品のみの著作権の管理等の事業を行う場合であって、私自身が筆頭株主兼取締役として会社の財務及び事業方針の決定に積極的に関与する場合でも、文化庁長官への手続は必要ですか。」
- 乙 「いいえ。著作権等管理事業法は委託者が人的関係、資本関係等において受託者と密接な関係を有する場合には著作権等管理事業にあたらなと定めているので、その場合には、文化庁長官への手続は不要になります。」
- ウ 甲 「設立した会社の事業が著作権等管理事業にあたる場合において、著作権等管理事業に用いる使用料規程を定めようとするときに、利用者等から意見を聴取する必要はありますか。」
- 乙 「はい。著作権等管理事業法は、著作権等管理事業者が使用料規程を定めようとするときは予め利用者又はその団体からの意見を聴取しなければならないと定めていますから、この意見聴取の手続を怠って定めた使用料規程は法的に無効です。」
- エ 甲 「著作権等管理事業者は、過去の著作権侵害の清算が未了の者から新たな利用に関する許諾の申請がなされた場合でも、その利用を許諾しなければなりませんか。」
- 乙 「はい。著作権等管理事業者にはいわゆる『応諾義務』が課せられていますから、その者が新たな利用について使用料規程に定められた使用料を支払う以上、当該利用については許諾しなければなりません。」

問30

マネジメント会社X社でアーティストのマネジメント業務を担当している甲は、法務部の部員乙と、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下、「情報流通プラットフォーム対処法」という。）について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「令和7年4月1日に施行された情報流通プラットフォーム対処法は、それまでのプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）とどのような点が違いますか。」

乙の発言1 「まず、平均月間アクティブユーザー数又は平均月間投稿数が一定の規模を超えるなどの一定の要件を満たす大規模プラットフォーム事業者を『大規模特定電気通信役務提供者』として指定した上で、『大規模特定電気通信役務提供者』に対して、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を図るための法律上の義務を課しています。」

甲 「ECサイトのコメント欄やゲーム内のチャット機能について、平均月間アクティブユーザー数や平均月間投稿数が一定の規模を超えるような事業者も、大規模特定電気通信役務提供者として指定される対象となりますか。」

乙の発言2 「ECサイトのコメント欄やゲーム内のチャット機能のような役務を提供している事業者は対象外とされています。」

甲 「大規模特定電気通信役務提供者は、削除対応の迅速化のためにどのような義務を負いますか。」

乙の発言3 「重要な義務としては、自己の権利を侵害されたとする者（被侵害者）からの送信防止措置の申出を受け付ける方法を公表すること、被侵害者からの送信防止措置の申出について遅滞なく調査すること、調査を適正に行うために調査侵害情報調査専門員を選任すること、送信防止措置の申出から7日以内に削除したかしなかったか、削除しなかった場合はその理由を被侵害者に通知することがあります。」

甲 「わが社所属のアーティストが誹謗中傷の被害者で、わが社は当該アーティストから代理権を授与されていないとします。この場合、わが社が大規模特定電気通信役務提供者に対して当該アーティストに対する誹謗中傷について削除申出をした場合でも、大規模特定電気通信役務提供者は7日以内に対応の通知をする義務を負っていますか。」

乙の発言4 「情報流通プラットフォーム対処法は、削除対応の迅速化の観点から、被害者以外による削除申出についても、被害者による削除申出と同様の対応をとることを大規模特定電気通信役務提供者に義務づけています。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

問31

X社は、Y社が著作権を有するソフトウェアAを業務で利用するため、Y社との間でソフトウェアライセンス契約を締結することにした。X社の法務部の部員が、当該ソフトウェアライセンス契約の内容について検討を行っている。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ソフトウェアライセンス契約には、「X社は、本契約に基づいて付与されたソフトウェアAの利用権を、Y社の承諾を得ることなく譲渡してはならない。」との規定がある。著作権法上、著作物の利用権を譲渡するために著作権者の承諾は必要ではないため、当該規定は、X社に対して、ソフトウェアAの利用権の譲渡にあたり、著作権法にはない承諾の取得義務を課したものだといえる。
- イ ソフトウェアライセンス契約には、X社の禁止事項の1つとして、「ソフトウェアAのリバース・エンジニアリングを行うこと」が定められている。著作権法上、プログラムの著作物について著作権者以外の者がリバース・エンジニアリングを行うことはできないとされているため、当該禁止事項は、著作権法上禁止された行為を確認的に定めたものだといえる。
- ウ ソフトウェアライセンス契約には、「X社がライセンス料を支払った時点で、ソフトウェアAの記録媒体の所有権はX社に移転する。但し、ソフトウェアAの著作権はY社に留保される。」と定められている。ソフトウェアライセンス契約に特段の定めがない場合、X社が、ライセンス料を支払った後、バックアップの目的で、必要な限度でソフトウェアAを複製することは、著作権法上問題がないといえる。
- エ ソフトウェアライセンス契約には、「X社は、Y社から交付を受けた説明資料（Y社が著作権を有するもの。）について、ソフトウェアAを利用するために必要な限度で複製することができる。」との規定がある。このような複製は、著作権法上の私的使用を目的とするものであるため、当該規定は著作権法上可能な行為を確認的に定めたものだといえる。

問 3 2

ソフトウェアの開発と販売を行う X 社は、自社が著作権を有するプログラムの著作物について、Y 社に対してその利用を許諾するため、Y 社とライセンス契約を締結することを検討している。ア～エを比較して、当該ライセンス契約に関して問題となる可能性が高いものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y 社が当該プログラムの著作物を利用して独自のソフトウェアを制作及び販売する場合、その制作及び販売地域を日本国内に限定すること。
- イ Y 社が当該プログラムの著作物を利用して独自のソフトウェアを制作及び販売する場合、その販売価格を X 社が指定する一定の価格以上とすること。
- ウ Y 社が当該プログラムの著作物の利用について第三者に再許諾する場合、再許諾先を X 社が指定する一定の者に限定すること。
- エ Y 社が当該プログラムの著作物を利用して独自のソフトウェアを制作及び販売する場合、そのソフトウェアの輸出を禁止すること。

問 3 3

X 社の法務部の部員は、キャラクターグッズに関する契約の不履行による損害賠償について検討している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア ライセンス契約に定められた品質保持義務の不履行による損害賠償債務は、ライセンシーがライセンサーから履行の請求を受けた時から履行遅滞に陥る。
- イ 債務不履行を理由として契約を解除した場合には、契約は遡って無効となるから、もはや契約に定められた損害賠償の請求をすることはできない。
- ウ X 社からキャラクターグッズの製造委託を受けた Y 社が、受注した製品を X 社に納入する前に落雷で工場が全焼して製品の納入ができなくなった場合において、Y 社が当該製品にかけていた火災保険により多額の保険金を取得したときは、X 社は自己が受けた損害の額の限度において Y 社に対しその利益の償還を請求することができる。
- エ X 社からキャラクターグッズの製造委託を受けた Y 社が、受注した製品の納入を遅滞している間に落雷で工場が全焼して製品を納入できなくなったときは、X 社は、Y 社に対し、その製品の納入に代わる損害賠償を請求することができる。

問 3 4

X社の法務部の部員は、X社のY社に対するキャラクターグッズに関する金銭債権（以下「A債権」という。）とY社のX社に対する金銭債権（以下「B債権」という。）との相殺について検討している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア A債権がX社の有する著作権をY社に利用許諾したことに伴う使用料債権であり、B債権がY社の著作権をX社が過失によって侵害したことによる不法行為に基づく損害賠償債権であったときは、X社は、相殺をもってY社に対抗することができる。
- イ A債権がX社のキャラクターグッズをY社に売却した売買代金債権であったときは、X社は、Y社に対して売却したキャラクターグッズの引渡しの履行の提供をしなくとも、B債権との相殺をもってY社に対抗することができる。
- ウ A債権とB債権とが相殺適状になった後にA債権が時効によって消滅した場合において、その後、Y社がX社に対してB債権の履行を請求したときは、X社は、相殺をもってY社に対抗することができる。
- エ B債権について弁済期が到来していなくても、A債権について弁済期が到来していれば、X社は、相殺をもってY社に対抗することができる。

問 3 5

X社の法務部の部員は、Y社に対する著作物使用料債権の消滅時効について検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社のY社に対する催告によって時効の完成が猶予されている間にX社が再度の催告をしたときは、再度の催告の時から6カ月を経過するまでの間は、時効は完成しない。
- イ Y社による当該債権の消滅時効の利益の放棄はY社の意思表示のみにより効力を生じ、X社の同意を要しない。
- ウ X社がY社に対して当該債権の履行を請求する訴訟を提起したが、その後、訴えの取下げによってその訴訟が終了したときは、訴訟終了の時から3カ月を経過するまでの間は、時効は完成しない。
- エ 当該債権の消滅時効の完成後、Y社がその事実を知らずに債務の承認をしたときは、Y社は承認を撤回して時効を援用することができる。

問36

ア～エを比較して、訴訟手続に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権侵害訴訟において、原告が自らの主張立証に必要な書類の提出を命ずることを裁判所に申し立てる場合、書類の所持者は専ら自己の利用に供するための書類であることを理由に提出を拒むことはできない。
- イ 裁判所は、書類の所持者にその書類を提示させて、文書提出命令の申立ての理由があるかを判断することができる。この場合、提示された文書を裁判所以外が見ることはできない。
- ウ 著作権侵害訴訟に関する手続について、裁判所は、原告と被告との間で争いのある事実について証拠調べをする場合、当事者の申し出た証拠によらなければならない、職権で取り調べることはできない。
- エ 著作権侵害訴訟においては、侵害の成否と損害額の算定で審理を分けるなどして、中間判決をすることができる。この中間判決に対しては控訴することができない。

問37

X社法務部の甲は、漫画のオンライン海賊版対策について、同僚の乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「漫画の感想を日常的に投稿している投稿者のブログ記事の中に、漫画を著作権者の許諾なく閲覧可能としているサイトに誘導するリンクを掲載している記事を見つけました。投稿者は刑事罰に問われないのですか。」
- 乙 「著作権を侵害するサイトへのリンクを掲載する行為は公衆送信権侵害の幫助行為にあたる可能性があり、たとえ故意がなくとも過失があれば刑事罰に問われる可能性があります。」
- イ 甲 「漫画を著作権者の許諾なく閲覧可能としているサイトを紹介する動画が動画共有プラットフォームに同一投稿者から多数アップロードされており、各動画の概要欄にサイトのURLが掲載されていました。動画共有プラットフォームの運営者が漫画の著作権を侵害しているといえますか。」
- 乙 「動画共有プラットフォームの運営者は、あくまでもそのような動画を掲載する場を提供しているにすぎず、また動画そのものが漫画の著作権を侵害しているわけでもないので、著作権を侵害しているとはいえません。」
- ウ 甲 「漫画を著作権者の許諾なく閲覧可能としているサイトへのリンクが、インターネット掲示板にまとめて多数掲載されていました。当該掲示板の運営者に対して、当該リンクの投稿の削除を求めても応じてもらえない場合、当該運営者は漫画の著作権侵害に関して責任を負わないのですか。」
- 乙 「当該掲示板の運営者が、リンクの削除が容易であるのに応じないという場合は責任を負う可能性があります。掲示板運営者自身がリンクの削除権限を有していないなど技術的に削除が難しい場合には、責任を負わない可能性が高いです。」
- エ 甲 「漫画の中の1コマのみを切り出した画像が著作権者の許諾なくウェブサイトにアップロードされていることが判明した場合、当該画像をダウンロードした者に対して法的措置を講じることができますか。」
- 乙 「著作権を侵害する漫画のダウンロードは違法であり、画像の軽微なダウンロードについて著作権者の権利行使を制限する規定もありませんので、そのようなダウンロードに対して、常に法的措置を講じることが可能です。」

問38

ぬいぐるみやフィギュア製品を企画・製造販売するX社の法務部の甲が、模倣品対策について同僚の乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「わが社が4年前に発売したぬいぐるみと全体としてきわめて類似したデザインのぬいぐるみを、Y社が販売していることが判明しました。当該ぬいぐるみの製造販売をやめさせることはできますか。」
- 乙 「全体としてデザインの相違点がほとんどないデッドコピーのような場合には、不正競争防止法第2条第1項第3号（商品形態模倣行為）の不正競争として、当該ぬいぐるみの製造販売の差止請求をすることができます。」
- イ 甲 「わが社から新たに発売予定のぬいぐるみについて、模倣品の防止のため、そのデザインを予め商標として登録を受けることはできますか。」
- 乙 「立体的なデザインによる商標登録は可能であり、商品の美感を目的として選択された形状であれば、商品の販売前でも予め例外なく商標登録を受けることができます。」
- ウ 甲 「わが社は、特定のシリーズのぬいぐるみに付すために、ロゴAを商標登録しています。最近公開された映画のグッズとして、ロゴAと形の似たロゴBを付したぬいぐるみが、当該映画のファンによって製造販売され、SNSで話題となっています。ロゴBはロゴAのパロディのようです。ロゴBを付したぬいぐるみの製造販売は、わが社の商標権侵害に該当しますか。」
- 乙 「ロゴAと形の似たロゴであっても、パロディであると一目でわかるようなものであれば、商標権侵害に該当することはありません。」
- エ 甲 「わが社が新発売する予定のフィギュアについて、展示会で完成品のデザインをすでに披露しているのですが、発売後の売行がよい場合、意匠登録をすることはできますか。」
- 乙 「意匠登録をすることは可能です。但し、意匠登録出願は展示会の日から1年以内に行ななければならないため、それまでの期間で市場テストを行い、意匠登録出願をするかどうかを判断する必要があります。」

問 39

動画コンテンツ等を制作するX社の法務部の甲は、デジタル著作権管理による海賊版対策について検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア デジタル技術によって、著作権の及ぶ複製等の行為を防止又は制限したDVDを、その制限を回避して無許諾で複製した場合、私的使用目的の複製であっても著作権侵害となる。
- イ 違法コピー等の防止のため、デジタル技術によって視聴にパスワード認証による制限が付された動画コンテンツを、無権限で制限を回避して視聴することは著作権侵害となる。
- ウ 実行にライセンス認証が付されたプログラムの著作物を、不正に起動させるシリアルコードを提供する行為は、著作権侵害となる。
- エ 電子透かし技術によって著作権者の情報が埋め込まれた音楽CDを、故意に当該著作権者の情報を除去・改変する行為は、著作権侵害とならない。

問 40

X社は、新事業の宣伝広告用に、事業の内容を特徴的に表現したデザインAが表示されたポスターを制作しようと考えている。X社法務部の部長甲は、部員乙と、X社が制作したデザインAが、他社の著作権を侵害していないかどうかを検討するために、複製権侵害等の要件である「依拠性」について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「複製権侵害を主張する際に要件となる依拠性は、著作権者又は侵害を行ったと疑われる者のどちらに立証責任がありますか。」
- 乙 「依拠性については著作権者に立証責任がありますが、世の中にある程度知られている著作物や、先行する他人の著作物と侵害を行ったと疑われる者の著作物がきわめて類似している場合には、依拠性があることが推認され、侵害を行ったと疑われる者による積極的な反証が必要となる場合があります。」
- イ 甲 「依拠性が認められるためには、先行する他人の著作物について、侵害を行ったと疑われる者がその著作物の内容を認識している必要はありますか。」
- 乙 「複製等の行為を行う場合には必ずしも先行する他人の著作物の内容を認識している必要はなく、例えば中国語のわからない人が、中国語の文献を複写機にかけて複製を行ったような場合、その文献の内容を知らなくても依拠性が認められる場合があります。」
- ウ 甲 「侵害を行ったと疑われる者の著作物の表現が、先行する他人の著作物と相当程度類似している場合、依拠性と類似性のどちらも立証することができますか。」
- 乙 「例えば先行する他人の著作物に罫や誤りが含まれていた場合、侵害を行ったと疑われる者の著作物と罫や誤りの部分が類似しているとして依拠性を間接的に立証することができても、別の要件である類似性の判断においては立証の役に立たない場合があります。」
- エ 甲 「侵害を行ったと疑われる者の著作物が、先行する他人の著作物のアイデアに依拠しているときも、依拠性が認められますか。」
- 乙 「依拠性の立証に際しては、先行する他人の著作物のアイデアへのアクセスの可能性や類似性を立証することにより、依拠性が認められます。」

問 4 1

X社の法務部の部長甲は、部員乙と、証拠保全について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「侵害訴訟を提起するにあたって、証拠保全の申立てによる証拠の確保を図ることが考えられます。訴訟提起後でも申立てをすることができますか。」
乙 「訴訟提起後であっても、証拠保全の申立てをすることができます。」
- イ 甲 「相手方が指定できない場合においても、証拠保全の申立てをすることができますか。」
乙 「証拠保全の申立書は相手方の表示を記載事項としているため、相手方が指定できない場合には、証拠保全の申立てをすることができません。」
- ウ 甲 「訴訟提起前に証拠保全の申立てをする場合、どの裁判所に申し立てるべきですか。」
乙 「訴訟提起前は、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に申立てをすることができます。」
- エ 甲 「証拠保全の決定に対して、不服を申し立てることはできますか。」
乙 「証拠保全の決定が出た場合は、不服の申立てをすることはできません。」

7 問42～問43に答えなさい。

問42

日本の映像制作会社X社は、日本で制作した動画コンテンツについて、中国本土（以下、「中国」という。）で配信及びDVDを販売することを検討している。ア～エを比較して、X社の法務部担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 動画コンテンツのDVDに技術的なコピーガードがされていて、中国における利用者が、コピーガードを故意に回避・破壊する場合、それ自体が著作権侵害となる可能性がある。
- イ 著作権侵害製品は、中国から他国への輸出時、中国への輸入時共に、税関での差押えが可能である。
- ウ 動画コンテンツのDVDを中国に輸出するためには、中国の行政機関で内容審査を受ける必要がある。
- エ 中国で著作物として保護されるのは映画の著作物及び映画の撮影製作に類似の方法で創作された著作物のみであるため、動画コンテンツがスポーツ中継の録画などである場合、著作権法で保護される余地はない。

問43

日本のIT企業X社は、自社で制作したソフトウェアを中国本土（以下、「中国」という。）に輸出することを計画している。X社の役員甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「中国での権利行使をスムーズにするために、ソフトウェア自体の著作権登録をすることはできますか。」
乙 「中国では、ソフトウェアの譲渡や独占的ライセンスの登録に加えて、ソフトウェア自体の著作権登録も可能です。」
- イ 甲 「中国ではオープンソースソフトウェア（OSS）はどのように取り扱われますか。」
乙 「中国でOSSのライセンス違反にあたる行為があっても、著作権侵害となる余地はありません。」
- ウ 甲 「中国でソフトウェアを保護するための主な法令は何ですか。」
乙 「中国では、ソフトウェアは、著作権法に加え、著作権法の特別法であるコンピュータソフトウェア保護条例等でも保護されます。」
- エ 甲 「中国では著作権に対する懲罰的賠償制度はありますか。」
乙 「中国では、故意侵害の場合で情状が深刻である場合、懲罰的賠償制度により、損害額以上の賠償が認められることがあります。」

8 問44～問45に答えなさい。

問44

ア～エを比較して、米国著作権法と日本の著作権法の相違点に関して、最も適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 日本の著作権法では著作物が例示列举されているが、米国著作権法では、著作物が限定列举されており、法に規定されている著作物のみが保護される。
- イ 日本著作権法には著作隣接権の制度があるが、米国著作権法には著作隣接権制度がないため、実演、レコード製作及び放送が保護されることはない。
- ウ 日本の著作権法では著作物として保護されるために有体物に表現が固定されていることは原則として要件とならないが、米国の著作権法では、有体物に表現が固定されていることが要件となる。
- エ 日本の著作権法では、日本の著作物について日本で著作権侵害の民事訴訟を提起するためには、著作権の登録は要件とならないが、米国の著作権法では、日本の著作物について米国で著作権侵害の民事訴訟を提起するためには、米国における著作権の登録が要件となる。

問45

ア～エを比較して、米国著作権法と日本の著作権法の相違点に関して、最も適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 日本の著作権法上は口頭の合意でも著作権の譲渡が可能であるのに対して、米国著作権法上、著作権の移転は、法の作用によるものを除き、権利の移転について記載された書面が必要である。
- イ 日本の著作権法は著作権の成立のために登録を要しない無方式主義を採用しているのに対して、米国著作権法上、著作権の成立のためには著作権局への登録を要する。
- ウ 日本の著作権法においては著作権侵害に対する刑事罰が定められているのに対して、米国著作権法上、著作権侵害に対する刑事罰の定めは存在しない。
- エ 日本の著作権法上、職務著作が成立する場合には法人等の団体が著作者となるのに対して、米国著作権法上、職務著作（work for hire）が成立する場合でも著作者は著作物を作成する自然人に限定されている。

【1級学科】

番号 正解

問1 ア
問2 ウ
問3 ア
問4 ア
問5 ア
問6 ウ
問7 ア
問8 ウ
問9 ウ
問10 エ
問11 ウ
問12 ウ
問13 イ
問14 エ
問15 イ
問16 イ
問17 エ
問18 ア
問19 エ
問20 ア
問21 ウ
問22 イ
問23 ア
問24 イ
問25 ア
問26 イ
問27 イ
問28 ア
問29 イ
問30 エ
問31 ウ
問32 イ
問33 イ
問34 イ
問35 イ
問36 ア
問37 ウ
問38 エ
問39 エ
問40 エ
問41 イ
問42 エ
問43 イ
問44 ウ
問45 ア